

**東海道関宿街道まつり**

亀山市

～江戸時代にタイムスリップ～

東海道五十三次の47番目の宿場町として栄えた東海道関宿で、毎年11月に行われる「東海道関宿街道まつり」。

国の重要伝統的建造物群保存地区や日本の道百選に選ばれた町並みの中、大名行列を含む宿場大行列や特産品の販売など盛りだくさんのイベントです。



**と き** 11月1日(日) 9時30分～15時(雨天決行)  
**と ころ** 旧東海道関宿の街道一帯  
**アクセス** JR関駅下車徒歩5分  
**問 合 先** 東海道関宿街道まつり実行委員会事務局(市民文化部関支所観光振興室内)  
**☎0595-96-1215**



**上野天神祭**

伊賀市

～鬼がひよろつき、だんじりが迫る～

上野天神祭は、400年の歴史を誇り国指定重要無形民俗文化財に指定されています。桃山～江戸時代の作とされる能面をつけた百数十体の鬼行列が城下町を練り歩き、九基のだんじりがお囃子を奏でながら巡行します。豪華絢爛で大変迫力がある様子を、ぜひご覧ください。

- 10月23日(金)：宵宮祭、宵山(提灯を灯しただんじりを展示)
- 10月24日(土)：足揃の儀(鬼行列の練行・だんじり曳行) 宵山(提灯を灯しただんじり曳行)
- 10月25日(日)：本祭(神輿巡行・鬼行列の練行・だんじり曳行)

※雨天時は内容を変更する場合があります。  
 ※巡行時間など詳しくはお問い合わせください。  
**と ころ** 伊賀市街地  
**アクセス** 伊賀鉄道「上野市」駅下車すぐ  
**問 合 先** 上野天神祭地域振興実行委員会(上野商工会議所内) **☎0595-21-0527**



**学習情報番組 とびだせ!わくわく学習室** **番組ガイド**  
 小学生を対象にした学習情報番組を、あいコムこうか11チャンネルで放送しています。ぜひご覧ください。  
**【時間】** 17時30分～18時(30分間)(再放送 19時30分～20時)  
**問い合わせ** 学校教育課 ☎86-8020/☎86-8380

放送日	9月28日～10月4日	10月5日～10月11日	10月12日～10月18日
①10分	1年生・国語① わたしのはっけん しらせたいな(作文)	2年生・生活① 町ではっけん	2年生・国語② かん字のよみかた
②10分	5年生・社会① 米作りのさかんな地域	3年生・算数① わり算	4年生・算数② わり算の筆算
③10分	5年生・英語① What is this?	4年生・理科① 電気のはたらき	6年生・社会① 室町遺跡と紫香楽宮

**行政情報番組 きらめきこうか** **番組ガイド**  
 市政情報や地域の催しなどを放映しています。ぜひご覧ください。  
 (\*あいコムこうか光テレビ11チャンネルの有料契約が必要となります)  
**【平日/1日8回放送】** 10時・13時・15時30分・17時・18時30分・20時30分・22時・23時30分  
**【休日/1日7回放送】** 10時・13時・15時30分・17時・20時・22時・23時30分  
**問い合わせ** 広報課 ☎65-0675/☎63-4619

放映日	10月3日～10日	10月10日～10月17日
コーナー名	10月3日～10日	10月10日～10月17日
きらめき情報局	高齢者福祉サービス(後編)	介護保険サービスについて
くらしナビ	近世甲賀の起点～水口岡山城～	甲賀市の地層～火山灰～
エンディング	大野保育園 すみれぐみ	大野保育園 ひよこぐみ

※番組は、毎週土・水曜日18時30分に更新しています。都合により番組内容が変更する場合があります。

**10月1日は浄化槽の日です**

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設です。微生物が元気に活動できるように環境を保つ必要があります。そのため、浄化槽法により次のことが義務付けられていますので、適切な管理をお願いします。

**保守点検(浄化槽法第10条)**

機器類の点検・調整や消毒剤の補給等を行うことで異常や故障を早期に発見し、予防的な措置を講じることがをいいます。家庭用合併浄化槽の場合は、4ヶ月に一回以上の保守点検が必要です。

**清掃(浄化槽法第10条)**

浄化槽内に溜まった汚泥等を抜き取り、付属装置や機器類の洗浄や清掃を行うことです。

**法定検査(浄化槽法第7条・11条)**

法定検査は、保守点検および清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかどうかを確認するために毎年1回受検することが義務付けられています。

**問い合わせ**  
**下水道課 計画普及係 ☎86-8012/☎86-8390**

**10月は滋賀県不法投棄防止強調月間**

**不法投棄は犯罪です**

廃棄物は定められたルールに従って適正に処理しなければいけません。このルールを無視して捨てることは、不法投棄となり、犯罪です。違反者には、懲役、もしくは罰金、またはその両方が科せられます。

**不法投棄している人を見かけたら**  
 地域の皆さまによる監視の目は非常に有効な対策です。

実際に不法投棄をしている現場を見かけられた際には、安易に近づかず、特徴や車輛のナンバー、ごみの種類、場所を控え、速やかに警察へ連絡をしてください。

**不法投棄しにくい環境づくり**  
 土地を守るのは所有者自身です。  
 ・草刈をこまめに行い、見通しのよい、きれいな環境を保ちましょう。  
 ・柵や鍵を付けて安易に立ち入れないようにしましょう。  
 ・定期的に見回りをしましょう。

**問い合わせ**  
**生活環境課 廃棄物対策係 ☎65-0690/☎63-4582**

**「第3次甲賀市行政改革推進計画」(案) へのご意見募集**

持続可能な行政経営の確立をめざすために「第3次甲賀市行政改革推進計画」(案) を作成しました。市民の皆さんにその内容を公表し、広くご意見を募集します。

**●募集期間**

10月1日(木)～10月30日(金)

**●意見を提出できる方**

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人および法人、その他の団体

**●推進計画(案)の公表場所**

市ホームページ、財政課マネジメント推進室、旧支所の地域市民センター

**●意見の提出方法**

住所、氏名、電話番号(市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名)、意見のあるページ番号を明記のうえ、公表場所へ直接提出、郵送、FAX、Eメール ※いずれも10月30日(金)必着

**●意見の取り扱い**

提出意見等は、回答とあわせて市ホームページで公表。意見等提出者への個別回答はしません。

**お問い合わせ**  
**財政課マネジメント推進室 ☎5-0676/☎63-4654**  
**kokai0115000@city.koka.lg.jp**

**屋外広告物クリーンキャンペーンを実施しました**

9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として県内で一斉に「屋外広告物クリーンキャンペーン」が実施されました。

- ◎キャンペーンの内容**
- ①屋外広告物法および条例の普及啓発
  - ②違反広告物の簡易除却
  - ③違反広告物の是正取組

当市では、9月4日、管理されていない屋外広告物の簡易除却作業、道路の不法占用物件に対する指導を行いました。

主に、電柱や柵等に立てかけられた立看板や貼札などを除却しました。公共的物件や交通安全施設、電柱などには、たとえ短い期間であっても、原則、立看板や貼札などの広告物を表示することはできません。また、屋外広告物を表示する場合は、市への許可申請が必要です。一人ひとりがルールを守り、きれいで安全なまちにしましょう。

**問い合わせ**  
**都市計画課 都市計画係 ☎65-0719/☎63-46001**